

## 会長専決事項の処理について

中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告する。

平成29年4月11日

中央防災会議 会長 安倍 晋三

記

件名	年月日	事項
融雪出水期における防災態勢の強化について	H28.2.18	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H28.5.23	中央防災会議会長通知「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
降積雪期における防災態勢の強化について	H28.12.16	中央防災会議会長通知「降積雪期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
融雪出水期における防災態勢の強化について	H29.3.8	中央防災会議会長通知「融雪出水期における防災態勢の強化等について」を各指定行政機関の長、関係道府県防災会議会長及び各指定公共機関の代表宛通知
	小計	1件
地域防災計画の修正について	H28.5.25	神奈川県・三重県・京都府・山口県・愛媛県・山形県・岡山県・広島県
	H28.8.18	石川県、大分県、徳島県、和歌山県
	H28.10.13	岐阜県、香川県、長崎県、福井県、徳島県
	小計	17件
激甚災害の指定	H28.3.4	平成二十七年六月二日から七月二十六日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H28.3.4	平成二十七年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H28.3.4	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H28.4.8	平成二十七年九月七日から同月十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H28.4.22	平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H28.8.8	平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H28.9.13	平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
	H28.9.30	平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
	H28.10.14	平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

H28.10.18	平成二十八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
H29.2.23	平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成二十八年九月十七日から同月二十一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令
H29.2.23	平成二十八年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令
H29.2.27	東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令
小 計	13件
合計	34件